魚津市広報

発行所
富山県魚津市役所
編集発行人　沢本　章
(毎月1日発行)

魚津市神明町
魚津印刷所

人口動態

世帯数	9,260	世帯
人口	46,585	人
出生	65	人
死亡	28	人
婚姻	22	件
離婚	6	件

大火3周年を迎える

整備された市街に

土地区画整理事業費　三ヶ年で一億八千余万円

一夜にして一、五〇〇戸を焼失し、焦土と化した昭和三十一年九月十日の大火から満三年、立山連山を背景に近代的な防火建築帯が建ちならび、道路が整然とつくられ、公園墓地、児童公園、下水道などと近代都市の形成がなされ、見ちがえるばかりの市街ができあがりました。これは全市民が一体となつて火災復興に協力した賜ものといえましょう。

この三ヶ年をふりかえつてみると、従来市の道路網はせまく不規則で、現代の経済的、生産的活動には不適当でした。そこで大火直後は合理的な都市の公共施設をととのえ、再びこのような災害をくりかえさないよう都市計画法令を適用して根本対策をたてました。

昭和三十一年九月二十六日に魚津都市計画火災復興土地区画整理施行地区の決定を得て、総事業費一億八千七百万円余りで事業をすすめました。

そしてこれを昭和三十一年度五千万円、昭和三十二年度七千百四十万円、昭和三十三年度六千四百万円（一部繰越）で火災復興事業の骨子の完了をみております。

事業の内訳のあらましをみると、魚津中央線など五〇の街路築造には延長一七、〇〇〇米を工費七、六〇〇万円、鴨川など水路の改修に延長三、〇四〇米を一、七〇〇万円、村木、新金屋町の児童公園一九、〇〇〇平方米（五、八〇〇坪）を一九〇〇万円、補償費五、四〇〇万円、上水道事業に一、一〇〇万円、そのほか設計費、機械器具、一般調査費など二、〇〇〇万円となります。

焼失した村木小学校、道下保育園の復旧工事も早速とりかかり、村木小学校は鉄筋三階建のべ三、八〇〇平方米（一、一六〇坪）を七、九〇〇万円で県下の有数のモデル校舎として、道下保育園は木造平家建四六〇平方米（一四〇坪）を四七〇万円で新築されました。

一方災害住宅は吉島など六ヶ所におよそ四〇〇戸が建てられ、罹災された方に利用されています。

防火建築帯は、不燃都市の完成をめざし、地元の理解ある協力でのべ一、五〇〇米に一三五戸が建築され、一般住宅も建築届を終えたもの九百数十戸に及びその後ぞくぞく新築され、めざましい復興ぶりを示しています。

火災復興事業の一環として街の美観を保つため、市街地にある墓碑を一掃する計画をたて、総合墓地を宮津地内につくり、昭和三十二年度から今日まで街路及び換地による墓碑一、〇〇〇基を移転しました。引きつづいて沖田区に残つている墓碑の移転にとりかかつています。

また懸案の二十二米中央線（田方町―神明町）については昭和三十三年十月八日で魚津都市計画街路の決定を見、ことしから二ヶ年計画をもつておよそ三千万円余りで事業をすすめることになつております。

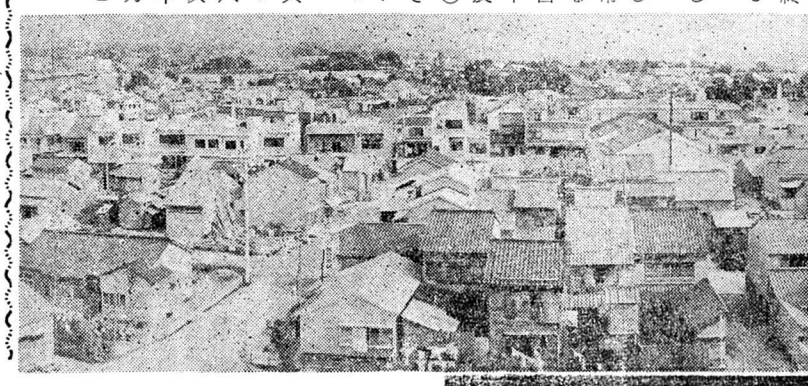

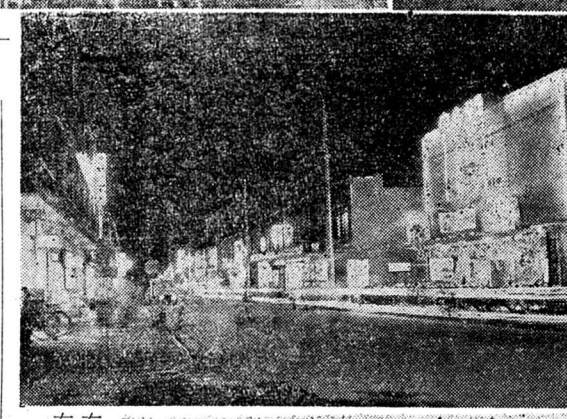

写真説明
左上、建ちならんだ商店街、住宅群（村木小学校屋上から）
右上、児童公園（村木）
左　夜の商店街（金屋町）
下　新金屋町附近（北電前）

右下は鴨川町
左下は墓碑一、〇〇〇基を移転した公園墓地

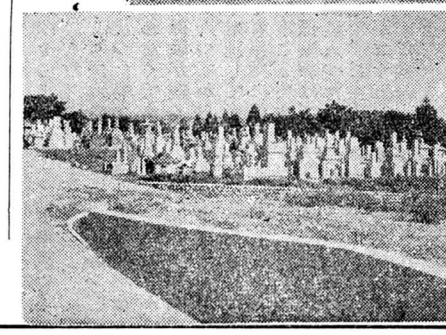

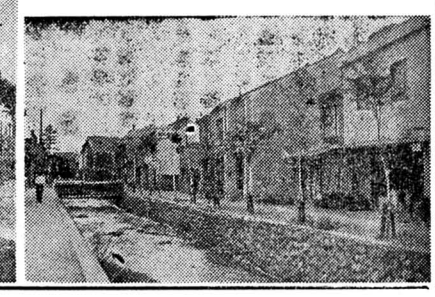

復興にたゆまぬ努力

市長　寺田太吉

皆さんとともに大火復興の試煉に苦行すること三年、今や魚津市都心の面目はまさしく一新され、火災復興事業の難事業は、啻に焦土の復旧に止まらず、百年の大計の下に呉東の雄都たるに適しい新興都市として着々悲願を成就しつつありますことは、感慨深いものがあります。

ここに更めて市民各位の熱誠溢るるご協力と関係官庁の尽きぬご支援に深甚の感謝を捧げる次第であります。

延長一、五〇〇米に及ぶ防火建築帯の商店街をはじめ、恒久建築の村木校、あるいは霊地宮津墓園の建設など、本市のめざましい復興ぶりは、全国巷間の讃嘆するところであります。審議に審議を重ねた換地の問題も殆んどその答申を終えて既に区画整理事業も完成の域に達し、路線の拡張整備と新設は、いよいよ近代的市街地を形成し、しつつあります。災害市営住宅建築などの完遂、更にはこれら諸事業に相呼応する上水道並びに下水道の復旧と新設なども大方の完成と極めて良好なる進捗を示し、復興魚津の面目躍如たる今日を迎え得ましたことはご同慶にたえないところであります。

しかしながらこの辛酸三ヶ年の悦ばしい成果に相反し、きわめて窮迫した財政事情の好く山積みする幾多の難関は当市の前途に大きく横たわつております。今後更に復興達成の完璧と全市の繁栄と潤沢を期して一段と強力な諸施策を講じてまいります上に心痛憂慮すべきところ渺なくないのであります。どうか本市のたゆまぬ伸展にとつて最大の推進力たる市民各位におかれましては、愛郷の精神をもつて一層のご協力を賜わるよう切望しますとともに心から復興の祈願を致すものであります。

十一月から支給される福祉年金

70歳以上に年額一万二千円

ほかに障害、母子年金

国民年金制度のあらましについては前号でお知らせしましたが、老令、母子、障害福祉年金は本年十一月から支給されることになつております。この申請は九月一日から社会福祉事務所で受付けますから該当される方はもれなく申請書を出して手続をとつて下さい。次にその方法などについて簡単に記しましょう。

申請書用紙は社会福祉事務所にありますが、添付する書類は戸籍抄本と住民票の謄本、それに各種年金や補償費を受けている人はこの福祉年金額よりも少ないときは、その公的年金証書の写が必要となつています。

該当する方

◇老令福祉年金
昭和三十四年十一月一日で七十才以上の人
年金額は一万二千円（月一、〇〇〇円）

◇障害福祉年金
本年十一月一日、二十才以上で、すでに一級の癈疾になつている人、年金額は一万八千円（月一、五〇〇円）

◇母子福祉年金
本年十一月一日に既に夫をなくした二十才以上の妻が、夫がなくなつた当時生活を共にしていた義務教育終了前の子を扶養している人、
年金額は一万二千円（月一、〇〇〇円）
扶養する子が二人以上ある場合は一人を除いた子一人につき二千四百円が加算されます。

恩給、厚生年金の受給者
差額だけ支給

この福祉年金の支給は、特別な制度で掛金を掛けないで支給される関係上、つぎの該当者は福祉年金の支給が制限され、または停止されます。

①すでに恩給、厚生年金などの公的年金制度によつてこの制度による福祉年金額以上の年金を受けているときは支給されない。しかしその年金が福祉年金額より少ないときはその差額だけ支給される。

②福祉年金を受ける人が前年に十三万円（但し年金の支給を受ける人の子で、義務教育を終る前の子一人について一万五千円が加算される）をこえる収入があるときは一年間福祉年金は支給されない。

③老令または障害福祉年金を受ける人の扶養義務者が前年に二万三千六百円以上の所得税を納めている場合、福祉年金は一年間支給停止される。

④母子福祉年金を受ける妻が二十五才以上の子と生活を共にしているときは、その期間福祉年金は支給停止される。しかし、その子が長い間、病気や負傷、癈疾、失業をしているときは、福祉年金が支給される。

⑤老令または障害福祉年金を受ける人の配偶者が前年に所得があつて所得税を納めているときは一年間福祉年金が停止される。

広報員の変更

〔下野方〕
△大光寺二区＝長谷河長作
〔道下〕
△青島市営住宅＝小幡文市

住民登録の一斉調査 9月1日現在で

住民登録の正確な実施をはかるため、住民登録法にもとずいて、九月一日午前零時現在で住民登録の一斉調査を行ないます。

住民登録は、お互にその住むところで届出ることになつておりますが、当市の場合、大火を契機として住所の移動が激しく行なわれながらも、その届出が励行されていない状態にあります。

このままでは住民登録事務は、法律が要求している「住民の居住関係を公証し、日常生活の利便を図るとともに、常時人口の状況を明らかにし各種行政事務の適正で簡易な処理に資すること」が困難な事態になつております。

また住民登録は選挙人名簿、学令簿、配給台帳、予防接種台帳などの調査や居住証明、印鑑証明などの基礎資料として、住民票は常に正確を要求されています。

この届出の励行と登録の正確をはかるために、一斉調査を実施することになつたもので調査についてご協力をお願いします。

調査のあらまし

この調査は住民登録法第三十条の規定にもとずき昭和三十四年九月一日午前零時現在をもつて魚津市全域にわたつて住民登録事項の一斉調査を行うものです。

◇調査事項
氏名、生年月日、男女の別、世帯主及び世帯主との続柄、戸籍の表示（筆頭者の氏名及び本籍）住所、住所を定めた年月日（住民となつた年月日）、職業及び勤務先

◇調査区と調査員
おおよそ昭和三十年国勢調査の際設定された調査区に準じて調査区をきめ、調査員は市役所職員があたります。

◇調査の方法
住民登録の届出の励行を図るため各世帯にもれなく届出書を配付し、記入していただく。

◇調査期間及び対象
準備調査は八月二十五日から三十一日まで。昭和三十四年九月一日午前零時現在における魚津市の住民が対象になります。

私設下水道
築造していただく区域を公示……

生活環境をよくするため、市では火災復興区域の金浦町、村木、本江などの一部に下水道工事をすすめておりますが、工事が完成した区域（略図参照）の方には私設下水道をつくつていただかねばならないことになつています。

これらの区域の方は、去る八月十七日に「下水を排除すべき区域」として公示されましたので、関係の方には私設下水道を築造して下さるようお願いします。

◇下水を排除すべき区域
略図のとおりですが、詳しい図面は水道課にありますからご覧下さい。

◇私設下水道築造の期間
公示のあつた八月十七日から三ヶ月以内に設計図及び仕様書を市長に出して承認を受け、更に二ヶ月以内に私設下水道をつくらねばなりません。申込みは水道課で受付けていますが、私設下水道の無断取付はできません。

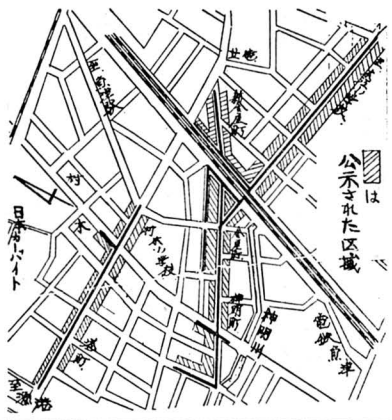

◇私設下水道の費用
私設下水道の築造費は構造によつて違いますが、大体七千円前後で、これは各戸の負担となります。

◇下水道使用料
私設下水道ができて使用される と使用料がかかりますが、使用料は水道汚水は一ヶ月十二立方米六〇円、一立方米増すごとに三円、井戸、その他の汚水一立方米につき五円となつております。

なお排出される下水は、生活あるいは事業に付随する廃水や雨水で、し尿の排出は処理場ができるまでできません。

◇道路の側溝
公示された区域の方は、従来のように道路の側溝に汚水を流すことはできなくなります。将来道路の溝はなくなります。

ご不審な点は、水道課（電八九八四四〇）へお問合せ下さい。

としよりを幸福に

わが国は、昔から孝道が尊ばれ長老を敬うことを極めて重んじた国でした。しかし戦後は働けない老人に対する気持が以前とは非常に違つてきて、老人を敬いする気持がうすらぎ、老人の言葉を「古くさい」と一言のもとに全然耳をかさない気持が強くなつてきました。

働けない身体でありながら扶養してくれる者から追い出され、路頭に迷い、悲しみと苦しみのうちに世を去つていく老人が少なくありません。「としよりの日」は、

としよりの日　（九月十五日）
「おーい、楢山参りかい」
「とんでもない、山の温泉へしばらく湯治につれていくんだよ」

老人福祉について国民全体の関心をたかめ、また老人の自覚を促そうとするものです。

台風と農業
作物の調子が狂い大きな被害

ことしはお天気も割合順調で、稲の出来も大変よく、もう秋の台風だけが心配というところです。

台風ときいたら鍬もつて走れ、と俗にいいますが、台風に対しては田に水が張つてあるのとないのでは被害の程度は随分差があります。強い乾いた風、これをフェーン台風といいますが、この風がくると作物の葉から水分を奪いとり作物の体内の血の巡り、水分の巡りの調子が狂つて大きな被害を受けることになり、台風ときいたらすぐ田に水をはることを第一に考えねばなりません。

台風被害で大きいのは倒伏と病気の発生です。倒れる方は穂が出てから二十日も経つていますと、二、三割の減収で済むこともありますが、それより若い稲ほど被害が大きいわけですからできるだけおこして葉の面で日光を受けられるよう工夫しましょう。

台風にとものう病気の第一はシラハガレ病で、シラハガレ病はもともと土の中にいた病菌が稲の中に潜んでいて、稲の体力が急激に落ちる。たとえば台風などで体力が弱つたりすると急激に発生する病気です。

台風が終つたらすぐ銅水銀粉剤たとえばホルド水銀何々というようなものを一〇アール（一反）に三キロから四キロ位撒布して被害を極力小さくして下さい。

フェーンと呼ばれる乾いた風が吹きますと、二化メイ虫の移動が活発になつて被害を大きくしますので、一本植えの多い田ではこの時期を逸せずホリドール剤を使つて被害をおさえてほしいものです。

九月十五日現在で 選挙人名簿を調製
―もれると選挙はできません―

毎年、九月十五日現在で基本選挙人名簿がつくられます。今までは申告をもとにして調製してきましたが、今年は九月一日現在で市内一せいに実施される「住民登録に関する調査」の結果を参考にして調製いたします。九月一日から九月十五日までの間に異動のあつたときは、本人あるいはその関係人から直ちに広報員に連絡の上、市選挙管理委員会または近くの出張所へ届けて下さい。

なお不明の点については係員が伺つておたずねすることがありますからご協力願います。

なおこの基本選挙人名簿に登載される方は、本年六月十六日以前から引続き市内に住所があり、昭和十四年十二月二十一日までに生まれた日本人となつています。

―九月の住民検診日程―
（魚津）
九月十日（木）＝上口保育園（上町、一、二、新上一、二、三、住吉、三ケ、新町一、二、橋場区）
十一日（金）＝大町小学校
十二日（土）大町小学校（午前）（東小路、荒町、馬出、明理、大町、新道、八幡、八代、田方二、角川、臼屋、紺屋区）
十七日（木）＝大泉寺（真成寺、寺町、餌指、下新、下猟師、高町、中町、下タ町、新屋敷、出村、港区）
二十五日（金）＝村木小学校
二十六日（土）＝村木小学校（午前）（金屋、金浦、火の宮、鴨川、神明区、村木）
（下野方）
十六日（水）＝文化町会館（田方一、川原町、文化町、本江二、友道区）
（道下）
三十日（水）＝記念社宅（道下地区、加積地区）
（経田）
十月一日（木）＝経田出張所
十月二日（金）＝経田出張所（平伝寺、地方、港町、四谷向向町、浦方、表向、上坂の下、下坂の下区）
十五日（木）＝持光寺クラブ（江口、持光寺、立石、西尾崎）
時間は午前九時半から午后三時までで受検料は無料です。

道路上に資材の放置は迷惑になります

道路や河川敷地内に無断で物を置いたり、またひどいものになりますと、工作物を施設したり、飲料水管を埋めたりしている方が見受けられます。これは大変見苦しいばかりでなく、お互いの迷惑にもなります。

やむを得ず道路や河川を占用したいときは県又は市へ占用許可申請をして許可を得てから使つて下さい。くわしいことについては市役所土木課へ連絡願います。

水害の緊急査定
およそ六百万円

去る七月十一日裏日本一帯をおそつた豪雨によつて市内でも土木施設が被害を蒙りました。早急に復旧を要しますので、このたび建設省より緊急査定を受けた結果、昭和三十四年国庫補助災害復旧ケ所として次の箇所が決定しました

◇奥平沢阿部木線道路＝延長五九、七米
◇南又線道路＝延長二八四、三米
◇松倉四〇号線隧道＝八米
計　六ケ所六、五一八、〇〇〇円

女の悲鳴は猛獣もさける
―ち漢防止について―

わずか半年の間に強盗、婦女暴行など四十件も犯したある犯人はこんなことを告白しています。

○夜、ひとり歩きの女性で、服装の派手なのをねらう。
○おそうのは追越すか、すれちがうとき、後から首か手をつかむ。
○おそわれた女性は小声で「かんにんして」といつても、めつたに大声はださない。
○大声を出されたら、すぐ逃げることにしている。……
◇ち漢を防ぐ方法として
屋外では、夜おそいときは二人以上連れだつこと。一人のときは明かるい道を通ること。もし怪しいものがついてきたときは近くの民家に助けを求めること。無言で抵抗するのは愚かな骨頂です。

映画館や乗物では、混雑にまぎれて身を寄せてきたり、なれなれしく話しかけてきたとき、場所を変えるか、恥ずかしがらず、近くの人や係員に知らせて下さい。
（魚津警察署）

寄付

三、〇〇〇円　新町二区　油本栄次郎
三、〇〇〇円　餌指町　中村　妙光
一、〇〇〇円　魚津市一市民
二〇〇円　釈迦堂　大島　正治
（拾得による）

いずれも社会福祉援護金として寄付がありました。

今月の市税
固定資産税　二期分
（罹災区域のみ）
納期　九月三十日

お知らせ

この欄は、文化団体、官公署の「おたより」に利用ください。

新しくできた家族保険

郵政省では、ことしの六月から家族保険という新しい生命保険をはじめました。

家族保険は、一口の保険契約で夫婦と未成年の子どもが一定の割合、つまりご主人が二〇万円入りますと、その奥さんは四割の八万円、子どもさんは何人あつてもそれぞれ二割の四万円が保証されるというしくみのものです。

この場合、ご主人が六十才になりますと保険金がもらえる養老保険になりますが、奥さんは六十才まで、子どもさんは二十才までの定期保険（その期間に死亡しなければそのままになる火災保険のようなもの）になります。

この保険の特徴は、ご主人が亡くなつた場合、その後の保険料を払わなくても奥さんや子どもさんの保険が続くということと、保険に入つてから生まれた子どもさんや離別して新しく迎えた奥さんなども自然に保険に入つてしまうということです。

保険料はご主人が一人だけで保険に入つた場合のおよそ一割五分増で、ご主人（保険金二十五万円）が二十五才の場合九八五円、四十才の場合一、二四〇円となります。
（魚津郵便局）

電話の需要調査
5日まで

電話の需要は、年々ふえていますが、魚津電報電話局では、五年十年後にはどれだけになるだろうかと、電話架設希望をまとめ今後の設備計画の資料にする需要調査をすることになりました。

この調査は八月三十一日から九月五日まで市内全般にわたつて抽出調査することになつていますので、調査員がおうかがいしたときはご協力をお願いします。
（魚津電報電話局）